

○行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づく  
標準審理期間

審査請求が本市に到達してから審査請求に対する裁決をするまでに通常  
要すべき標準的な期間 … 120日

ただし、同法第43条第1項各号に基づき、処分や裁決の際に議会や附属  
機関等の議を経ている場合や、審査請求人から諮問を希望しない申出がさ  
れている場合、審査請求の却下や全部を認容する場合等の行政不服審査会  
へ諮問を行わない審理については、70日

○行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定に基づく  
審理員となるべき者の名簿

所属部局	審理員となるべき者
総務部	総務課長にある職員
	人事課長にある職員